

# 地域創生と社会教育の新たな役割



鈴木 章生 Shousei SUZUKI 社会学部地域社会学科教授

## 1 観光と文化財活用

2017年4月16日、山本幸三地方創生大臣が、滋賀県主催の地方創生セミナーの席上、観光振興における文化財の活用方法をめぐって「一番のがんは文化学芸員。観光マインドが全くなく、この連中を一掃しないとだめだ」<sup>1</sup>という発言で物議を醸した。大臣の発言は世界遺産に登録された京都の二条城の観光振興に向けられたもので、新聞各紙は大臣の発言を失言として報道された。果たして失言なのかどうか。

毎日新聞によれば「国宝や重要文化財では昨年まで水も火も使えなかった。昨年10月にお花が生けられるよう

になった。法律では禁止されていないのに、学芸員の判断で一切だめだった」 $^2$ と大臣は学芸員の抵抗があったと反論を展開させたが、加計学園問題が浮上してきたことによってうやむやになった。

歴史的建造物の活用に際して、城や神社仏閣などで能や茶会が催しとして行われることが無いわけではない。施設内に生け花や盆栽が展示されることもある。それらは施設に所属する専門的な職員が計画を立案し、それを所属長が判断して事業を進める組織決定が通常はされている。その逆の場合、すなわち、一部の管理職や施設長の権限で水や火を使う催しを押し進めるようなことがあれば、かなりのケースで学芸員や文化財担当者が反対するに違いない。その理由は、いうまでもなく立場の違いからである。

学芸員は博物館法<sup>3</sup>に則って資料を保存し、管理する 責務があり、教育的な配慮をもって資料を国民に広く公 開普及することを職務とする。学芸員は、社会教育法に 基づく関連資格(社会教育主事、学芸員、司書)のひと つである。実際の現場では、展覧会事業を展開する展示 部門または事業部門と資料を管理保管する管理部門と綿 密な協議のもとで実施される。しかし、専門的立場にな い所属長がたまたま本庁から出向して来た場合、思いつ きのような提案が職制を通じて降りて来ることが少なか らずある。多くの場合は集客数の増加やお客様に喜んで もらうため良かれとして発言したもので、資料の保全ま では考えていないことが多い。

今回の報道のように有形文化財(建造物)の場合は、 活用の幅が広く、利用者ニーズも高い。文化財を気軽に 親しめる利用方法の検討は言うまでもないが、文化財と しての価値と利用の両立を図って行くバランスが重要で ある。しかも文化財の景観や周辺環境との配慮を一体で 考えていくことが行政や文化財担当者に求められてく る。現場の環境や状況を知った者で、専門的な立場でな ければ注意深くそのバランスを保てることはできないの である。

山本大臣の言うように観光立国日本を実現するため、 外国人訪日客を対象とした文化財の活用は不可欠であろ う。しかし、その扱い方をめぐっては、長年資料の保護 や管理を担ってきた専門職員である学芸員(文化学芸員 という資格や規定はない)の意見を聴くところから始ま る。「しないのはけしからん」「学芸員はがんだ」ではな く、観光振興で「活用していくためにはどんな準備が 必要か」「学芸員として何をしたらよいのか」プロとし てじっくり考える時間と方法を出させることが必要であ り、一概に失言であると一蹴することはできない。

#### 2 観光から日本版 DMOへ

平成に入ってからの日本の歩みがもどかしい。高度経 済成長を駆け抜け世界の先頭を走ってきた技術立国日 本、ものづくり日本の産業構造は徐々に弱体化し、もの づくりに代わる基幹産業が必要との声が出て来た。その 一つが観光である。

2003年に小泉純一郎元総理大臣が「観光立国日本」を 宣言し、1963年の「観光基本法」を全面改正して2007年 に「観光立国推進基本法」が施行された。2008年には観 光庁が設置され、2012年「観光立国推進基本計画」が閣 議決定された。

2017年の基本計画の再改定では、国内旅行消費額21 兆円(平成27年度実績20.4兆円)、訪日外国人4,000万人 (同1,974万人)、訪日外国人消費額8兆円(同3.5兆円) 等の大胆な数値目標が設定された。折しも、東京2020オ リンピック・パラリンピック競技大会が開催されるにあ たって、訪日外国人客数の倍増を見込んだ目標値の見直 しである。4

2016年3月、安倍総理自ら議長として「明日の日本を 支える観光ビジョン構想会議 | がまとまり、観光立国を 目指す日本の政策の基本構想が策定された。5官邸主導 の政策は、観光庁はもとより経済産業省、文部科学省な どの関連省庁を横断的に巻き込み、諸々の施策が広く展 開されている。6

なかでも、日本の観光戦略を具体的に進展させるキー ワードとして現在最も注目されているのが日本版DMO である。DMO=Destination Management Organization とは、国土交通省によれば次のように説明している。

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇り と愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観 光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協 同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地 域づくりを実現するための戦略を策定するととも に、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた 法人。7

ここで言う法人とは、地方公共団体と連携してマーケ ティングやマネージメント等を行いながら観光地域づく りを担う法人であり、その活動を通して地域経済の活性 化(稼ぐ力)を引き出させることをいう。つまり、地域 資源、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗等に精通し、 地域と協同連携して観光地域作りを行う法人であり人材 ということになる。

DMOの役割としてはビジネスでは当たり前の「多様な関係者の合意形成」「データに基づく戦略(ブランディング)の策定、KPI(目標達成指標)の設定・PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)の確立」「調整・仕組み作り、プロモーション」が挙げられている。わかりやすく言えば、地域と関連する事業団体や住民等多様な関係者(人的資源の活用)を巻き込んだ合意形成。地域を訪れる人々の年齢、住所、交通手段、消費金額などの数値に基づく科学的・合理的アプローチの重視。さらに民間のノウハウを積極的に導入活用した効果的戦略とプロモーションによる競争力の向上と持続性である。

重要なのは「連携」である。地方の複数県をまたぐ地方ブロック、複数の地方公共団体、単独市町村区域の相互連携によって登録申請した法人がDMOに認定されれば、内閣府の地方創生推進事務局が管轄する「まち・ひと・しごと創生推進交付金」がその法人へ配分される仕組みとなっている。

こうした観光ビジョンの政策展開は、これまでの観光 行政の限界から生まれた。日本の観光開発や地域づくり は、日本人による日本人のための日本人のレジャー観光 の一環として行政や観光協会や商工会議所が事業推進に 取り組んできた。しかし、海外からの訪日外国人観光客 を積極的に受け入れ、消費を促す成長戦略を展開させる ためには、既存の団体にとらわれない、新たな団体が多 数連携しながら観光事業を展開させるリノベーションと スピードが必要なのである。「古い規制を見直し」「未来 発送の経営」「あたらしい市場の開拓」などの言葉は、 既存の価値観や古い体制からの脱却をうたっているので ある。先の「文化財」も、「保存優先」から観光者目線 での「理解促進」そして「活用」へと記されている。

このような法人のもとで、現場の地域資源や文化資源に熟知していて、人と人、団体と団体をつなぐコーディネータはどのような人が担当していくのだろうか。そこまで踏み込んだ記述はないが、行政職員はもとより、観光協会や商工会議所などと横断的に人をつなぐことができるのは、社会教育に精通した人がうってつけだともいえる。

### 3

#### 交流空間の創出と社会教育

こうした大胆な政策が進むなかで必ずうたわれるのが 人材育成である。地域を調整し、人と人、団体と団体を つないで既存の価値観や体制にとらわれずに新しい分野 を切り開くコーディネータやマネージメントの存在は重 要である。

昨年の2016年夏と冬の2回、群馬県下仁田町を学生と訪れ、フィールドワークを実施した。地域資源、観光資源を探索し、交通、教育、観光、食文化、人づくり、雇用などを軸に地域活性化に向けた提案を学生たちが行った。報告会の最後の講評で地域創生課長から印象的な言葉をいただいた。

学生さんにはもっと大胆な発想の提案が欲しかった。確かに町には世界遺産富岡製糸工場と絹産業遺産群<sup>8</sup>に選ばれた荒船風穴がある。しかし町の中心から遠く観光客がなかなか来ない。はっきり言って私たちは一過性のブームで町の中心を素通りするような観光ではなく、町への移住、定住を含む、人と人との交流(事業)に力を入れている。<sup>9</sup>

世界遺産に指定された場所があっても、「観光」事業だけでまちを活性化することはできない。むしろ人口減少を食い止めるための移住や定住を促進させる「交流」事業が中心であるという。担当課長の言葉から、現場が抱える現実の問題に直面した学生たちのショックは大きかった。下仁田町の交流事業とは具体的には婚活の場を提供する「出会いの場づくりイベント」、都市部から町への「移住体験交流ツアー」、「地域おこし協力隊隊員」によるジオパーク推進マネーシャー、観光協会企画マネージャーの募集など定住型の人的交流に力を入れ、地域資源を活用しながら交流事業を企画して交流人口を増やしていくのだという。

この国の未来を将来にわたって持続発展させていくた めに必要なことは人づくりであり、教育にかかっている ことは間違いない。こうした地域に密着したな多様な活 動を推進していく人材が必要なのである。観光だけに特 化した事業展開ではないというのが現場の動きからよく わかる。

地域のなかの交流活動は、かねてから社会教育を中心 とする博物館や公民館や図書館では日常的に行われてい た。多くの社会教育施設では、専門的な職員が市民の生 涯学習活動を主体的に支援し、コーディネートし、マ ネージメントをしてきた。学芸員や社会教育主事や司書 が地域のさまざまな問題に取り組み、地域の人々のニー ズに応えてきた。この経験知と方法を今こそ活かす時で あろう。地域住民がアイデアを出し合って交流空間を創 出し、交流イベントを企画して交流人口を増やす。この 取り組みはまさに社会教育での問題解決学習と同じで ある。

2017年8月、国立教育政策研究所は、社会教育主事養 成等の改善・充実に関する検討会からの「社会教育主事 の養成の見直しに関する基本的な考え方について(案) の概要 | 10 を受けて、「社会教育主事の養成等の在り方に 関する調査報告書―社会教育主事講習の見直し(案)に ついて一」を文部科学省に提出した。そのなかで社会教 育課と青少年教育課を合体して新たに「地域学習推進 課」を設置して現代的地域の課題に対応する部署を設置 するという方針案を出している。

また現代の地域社会で重要な役割を果たすため「基本 的な考え方」には「社会教育主事がNPO・企業等の多 様な主体と連携・協働して社会教育事業の企画・実施に よる地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地 域作りに貢献的な役割を担うことができるよう社会教育 主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質・能力を養 成する」として、2020年4月の実施を目指していると いう。

「観光と地域の活性化を住民の主体的な〔学び〕の上 から見直す」11ことが重要だとすれば、これまでの社会 教育主事の在り方を抜本的に見直し、地域コーディネー タの養成と連携を推進する専門的な立場の資格12を保証 する必要がある。社会教育主事は不要だという意見も少 なくない。交流空間の創出による地域活性化を推進する ためにも、社会教育を学んだ人材や社会教育主事資格者 の活躍が期待される。

そのために大学は、新しい社会教育の知見と方法を有 する人材を育成し、観光立国日本の交流空間を創出・推 進する重要な担い手づくりに貢献する必要があると考 える。

#### **\*\***

- 1 朝日新聞(2017年4月16日)
- 2 山本地方創生相「学芸員はがん。一掃を」、「毎日新聞」(2017 年4月16日)

https://mainichi.jp/articles/20170417/k00/00m/010/093000c

- 3 「博物館法」には、第4条3項「博物館に専門的職員として 学芸員を置く。」同4項「学芸員は、博物館資料の収集、保 管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について専 門的事項をつかさどる」とある。
- 4 訪日外国人の客数も昨年2400万人を達成したため2020年に は倍増するとの目標を設定した。
- 5 「明日の日本を支える観光ビジョン」概要(2017年11月) https://www.mlit.go.jp/common/001172875.pdf
- 6 総務省では「観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業」「公 衆無線LAN環境整備支援事業」などが急ピッチで行われて いる。文部科学省では博物館や美術館などの多言語化解説の 推進。経産省はクールジャパン資源を観光に活用した地域経 済活性化の研究会報告をまとめ、外務省・国土交通省・文科 省では留学・文化・スポーツと観光振興と日本の魅力発信の 連携施策をまとめるなど各省庁に観光政策が浸透、展開され ている。
- 7 「日本版 DMO とは何か?」「観光庁ホーページ」(2017年11 月1日参照)

http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04\_000048.html

- 8 2014年6月に世界遺産に登録された。
- 9 2016年2月17日、下仁田町役場でのゼミ調査報告会。
- 10 「社会教育主事の養成等の在り方に関する調査報告書―社 会教育主事講習の見直し(案)について一」参考資料、社会 教育主事養成等の改善・充実に関する検討会(2017年11月) http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyo/chukyo2/ siryou/\_\_icsFiles/afieldfile/2017/08/30/1394369\_2.pdf
- 11 内藤嘉昭「観光と社会教育―地域を知る・他地域とつなぐ 出会いがつくる地域と社会」『社会教育』No.857、2017年11 月、19ページ。
- 12 「社会教育士」という新たな資格が検討されている。